

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年八月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コメリハード&グリーン秩父永田店

埼玉県秩父市永田町十一―二十七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

埼玉県の「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン」に基づき、地元商工団体への積極的な加入を検討すること。

二 縦覧期間

令和六年八月九日から令和六年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県秩父地域振興センター